

AED^(注)の設置の推進、設置情報の周知及び維持管理の適切化

— 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を基に北海道及び札幌市に要請 —

(注) AED：自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)

総務省北海道管区行政評価局（局長：松本順）は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮って検討した結果を取りまとめ、本日、北海道に対して、これを参考にAEDの設置の推進、設置情報の周知及び維持管理の適切化を図るための取組を、また、札幌市に対して、AEDの設置情報の周知を図るための取組を今後一層進めていただくよう要請しました。

【行政相談の要旨】

心肺停止が起こりやすい施設へのAEDの設置を推進してほしい。

また、街中でAEDを設置している旨の表示を見かけることがあるが、現場に出向いて初めてAEDを設置していることが分かるようでは不安であるので、前もってどこにAEDを設置しているか分かるようにしてほしい。

さらに、電源が作動しないなどAEDを使用できないトラブルもあると聞くので、維持管理を適切に行ってほしい。

【当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見】

1 AEDの設置の推進について

(1) 当局の調査結果の概要

札幌市内のAED設置状況を調査(平成23年11月21日現在)したところ、駅のAED設置率は80.6%と比較的高いが、心肺停止の発生件数が比較的多い社会福祉施設や蒸気・熱気浴場のAED設置率は、それぞれ10.3%、6.7%にとどまっている。

札幌市内のAEDの設置状況 (単位：施設、%、件)

区分	駅	旅館・ホテル	社会福祉施設	蒸気・熱気浴場	遊技場	公衆浴場	その他	計
施設数	62	270	930	15	157	64	68,566	70,064
AED設置施設数	50	38	96	1	9	2	1,358	1,554
AED設置率	80.6	14.1	10.3	6.7	5.7	3.1	2.0	2.2
最近5か年間の心肺停止発生件数 (1施設当たり)	25 (0.40)	51 (0.19)	721 (0.78)	18 (1.20)	39 (0.25)	24 (0.38)	2,240 (0.03)	3,118 (0.04)

(注) 1 札幌市消防局の資料及び当局の調査結果による。

2 「施設数」は平成23年4月1日現在、「AED設置施設数」は23年11月21日現在。また、「最近5年間の心肺停止発生件数」は平成18年から22年の間の数値。

3 「AED設置施設数」は(財)日本救急医療財団及び札幌市が公表しているAED設置情報を名寄せした結果による。

(2) 行政苦情救済推進会議の意見の概要

- AEDの設置を民間事業者等に義務付けることは難しいのではないかと。
- AEDは、ここ数年で急速に広まってきたものであり、あまり知られていない。AEDにより一命を取りとめた事例もあり、AEDの効用をより積極的に周知することにより、AEDを設置すべきとの世論を醸成すべき。
- 心肺停止の発生率が高い施設にはAEDの設置を推進する必要がある。心肺停止の発生状況を把握した上で発生率の高い施設にはAEDを設置すべき。

2 AEDの設置情報の周知について

(1) 当局の調査結果の概要

ア 道内各市におけるAED設置情報の公表状況

北海道内の人口5万人以上の16市を対象に、AEDの設置場所に関する情報（以下「AED設置情報」という。）の市民への公表状況を調査（平成24年1月31日）したところ、

- ① 市のホームページで何らかの情報を公表しているのは15市
- ② 公共施設と民間施設の両方の情報を公表しているのは12市。3市は公共施設の情報のみを公表
- ③ 公表事項はバラバラ。例えば、AEDを設置している施設名と住所はほとんどの市が公表しているが、利用可能時間帯を公表しているのは1市で、電話番号は5市、地図は7市にとどまっている。

北海道内15市におけるAED設置情報の公表内容

公表事項	施設名	住所	設置場所の詳細	地図	電話番号	設置台数	利用可能時間帯
実施市数	15市	14市	9市	7市	5市	4市	1市

(注) 当局が北海道内の人口5万人以上の市のホームページ等を調査（平成24年1月31日）した結果による。

イ 札幌市内のAED設置情報の公表状況

札幌市内のAED設置情報をホームページで公表している公的機関は2団体（(財)日本救急医療財団及び札幌市）あり。それらの公表内容を調査（平成23年11月21日現在）したところ、

- ① 札幌市のホームページには1,153施設、(財)日本救急医療財団のホームページには747施設が掲載。これらについて、当局が名寄せを行ったところ、施設の実数は1,554施設
- ② このうち、両団体のホームページに掲載されているのは22%（346施設）で、残り78%（1,208施設）はどちらか一方の団体のホームページにしか掲載されていない。

(2) 行政苦情救済推進会議の意見の概要

- 「街のどこにAEDがあるのか」という情報が、いつでも、誰でも、分かるようにしておくとともに、心肺停止が発生したときに最も近くにあるAEDはどれかという情報が携帯電話等で探せるようにしておくことが必要
- (財)日本救急医療財団と札幌市がホームページで提供しているAED設置情報を共有し、できる限り多くのAED設置情報を市民に提供するよう努めるべき。
- AED設置情報の内容として、設置場所（建物のどこにあるか）、電話番号及び利用可能時間帯は欠かせないのではないか。

3 AEDの維持管理について

(1) 当局の調査結果の概要

札幌市内のAEDの維持管理状況について、125施設(注)を抽出して調査したところ、

- ① 41施設(33%)では、日常点検が行われていない
- ② 62施設(50%)では、日常点検の結果が記録されていない
- ③ 16施設(13%)では、バッテリー切れや電極パッドの期限切れ(緊急時に正常な使用ができないおそれ)

(注) 調査対象施設は、心肺停止発生件数が比較的多く、不特定多数の者が利用する社会福祉施設、公衆浴場、駅、遊技場、旅館・ホテル、飲食店、百貨店・マーケット及びスポーツ施設計125施設。

(2) 行政苦情救済推進会議の意見の概要

- 「AEDの設置が任意であることから、その維持管理についても強制は難しい。」との意見がある一方で、「人の命にかかわることであり、ある程度は設置者に対しての維持管理の義務付けも必要と思う。設置しているAEDが必要な時に使用できないとすれば設置者の責任も問われることになる。」との意見あり。
- 「AEDは維持管理をしないと使用できなくなるおそれがある」ということをAEDの設置者に注意喚起することが大事

(参考資料)

行政苦情救済推進会議

北海道管区行政評価局に申し出られた行政に関する苦情等のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等について、民間有識者の意見を聴取することにより、その的確かつ効果的な処理を推進するため、昭和56年8月から行政苦情救済推進会議を開催。

[行政苦情救済推進会議の構成メンバー]

(座長) 曾根 理之	(弁護士、恵庭市教育委員長)
蓮池 穰	(札幌学院大学名誉教授)
作田 和幸	(元北海道新聞社専務取締役)
森 恵美子	(北海道行政相談委員連合協議会会長)
高田 敏春	(札幌商工会議所理事、事務局長)
中田 和子	(北海道女性団体連絡協議会会長)

※ A E D : 自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator) とは
自動的に心臓の状態を判断し、不整脈があったと判断された場合は、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す医療機器